

災害義援金を内容とする現金書留郵便物の送付先及び取扱期間

都道府県名	自治体名等	送付先	取扱期間
長野県	木曽郡 木曽町	〒397-8588 長野県木曽郡木曽町福島 2326 番地 6 木曽町役場 総務課	10/3(金)～3/31(火)
	木曽郡 王滝村	〒397-0201 長野県木曽郡王滝村 3623 王滝村役場 総務課	10/3(金)～3/31(火)

※今後、この度の噴火による災害に関して、災害義援金を内容とする現金書留郵便物の受け入れを行う救助団体の、追加や取扱期間の延長等の変更があった場合には、隨時、弊社 Web サイトでお知らせしてまいります。

【掲載ページ】 <http://www.post.japanpost.jp/>